

生活保護世帯に対する水道料金の減免措置に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、八丈町給水条例（平成10年八丈町条例第4号。以下「条例」という。）第35条第2項第1号の規定により、生活保護世帯に対する水道料金の免除（以下「減免」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(要件)

第2条 減免を受けることのできる生活保護世帯は、次に掲げる要件を備えているものとする。

- (1) 条例第14条の規定による水道使用開始届を提出していること。ただし、1世帯につき1水栓限りとする。
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項第1号に規定する生活扶助を受けていること。

(減免の額)

第3条 1カ月当たりの減免の額は、装置料金と1カ月あたり使用水量20m³以下までの水量料金との合計額に消費税及び地方消費税法で定める消費税率を乗じた額を加算した額（この金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とする。

(申請)

第4条 減免を受けようとするときは、生活保護世帯に対する水道料金減免申請書（様式第1号）に福祉事務所長が1カ月以内に交付した保護開始決定通知書の写し又は保護証明書を添付し、管理者に提出しなければならない。

(認定)

第5条 管理者は、前条に規定する申請があつたときは、申請書の内容を審査し、当該申請に係る者に対し、すみやかに生活保護世帯に対する水道料金減免適否決定通知書（様式第2号）により、認定の可否を通知する。

(消滅の届出)

第6条 前条の規定により生活保護世帯に対する水道料金減免決定通知の交付を受けた者（以下「減免適用者」という。）は、住所を変更したとき又は第2条第2項に掲げる要件を欠いたときは、直ちに生活保護世帯に対する水道料金減免要件消滅届（様式第3号）を管理者に提出しなければならない。ただし、条例第19条第1項第1号の規定により水道の使用中止の届出をしたときは、この限りではない。

(始期及び終期)

第7条 減免適用者に対する減免の始期は、第5条の規定により減免の決定をした日の属する月の翌月とし、料金の減免の終期は、第2条に掲げる要件を

欠く事実が発生した日に属する月とする。

(補則)

第8条 この規程の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行前に条例第35条第2項第1号の規定に基づく生活保護世帯に対する減免適用者については、なお従前の例による。

様式第1号（第4条関係）

生活保護世帯に対する水道料金減免申請書

年 月 日

八丈町公営企業管理者 殿

生活保護世帯に対する水道料金減免の措置を受けたく申請します。

住 所 : 八丈町

フリガナ

氏 名 :

㊞

お客様番号 :

フリガナ

代理人氏名 :

㊞

1. 生活扶助を受けている方の住所及び氏名は、保護決定通知書又は保護証明書に記載されているものを記入してください。
2. 保護開始決定通知書又は保護証明書の写しを添付してください。

注意：減免措置は1世帯につき1水栓限りです。

企業課水道係処理欄

メータ番号												
保護開始年月日		年 月 日 開始										
保存期間	永年	管理者		課長	係長	係			入力処理		受付	

様式第2号（第5条関係）

生活保護世帯に対する水道料金減免適否決定通知書

年 月 日

住所
氏名

様

八丈町公営企業管理者

年 月 日付けで申請のあった生活保護世帯に対する水道料金の減免については、下記のとおり決定したので通知します。

1. 決定区分 減免を認定する ・ 減免を認定しない
2. 減免開始月 減免の開始は、 年 月使用分からとします。
3. 減免をする（しない）理由
4. 減免対象 装置料金と1ヵ月あたりの使用水量20m³までの水道料金との合計額に消費税及び地方消費税法で定める消費税率を乗じた額を加算した額

※注1 不要の文字を削除するなど、内容に応じて適宜修正の上、使用すること。

様式第3号（第6条関係）

生活保護世帯に対する水道料金減免要件消滅届

年 月 日

八丈町公営企業管理者 殿

申請者 住所又は所在地

氏名 又は 名称

㊞

電 話 番 号

代理人 住所又は所在地

氏名 又は 名称

㊞

電 話 番 号

水道使用者との関係

年 月 日に住所変更・生活扶助の廃止となりましたので届出いたします。

企業課水道係処理欄

お客様番号													
メータ番号													
保存 期間	永年	管 理 者	課 長	係 長	係	入 力 処 理	受 付						